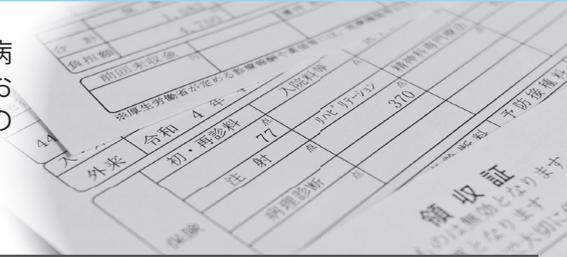


令和4年10月から

## 高校生等以下の子ども医療費が無料となります！

西ノ島町では、子育て世帯の経済的負担の軽減と、子どもの疾病の早期発見・早期治療を促進するため、中学生までを無料としておりましたが、令和4年10月より高校生等以下（18歳到達後最初の3月31日まで）の子ども医療費を全額助成します。

※対象医療機関・償還払いの手続き等は変更ありません。



令和4年9月30日診療分まで	令和4年10月1日診療分より
<p>対象者</p> <p>西ノ島町内に住民票がある 0歳から満15歳に達した年度の末日までにある者</p>	<p>対象者</p> <p>西ノ島町内に住民票がある 0歳から満18歳に達した年度の末日までにある者</p>

- 現在発行している子ども医療費受給資格証は一斉に差し替えることはせず、令和5年3月31日までのところで健康福祉課より順次差し替えることとしますので、新しい子ども医療費受給資格証が届くまでお待ちください。
- 15歳以上（高校生等）の子ども医療費受給資格証については9月上旬までのところで健康福祉課から申請依頼文書をお送りしますので、交付手続きをお願いいたします。  
※町外通院費助成については従来通り中学生までです。



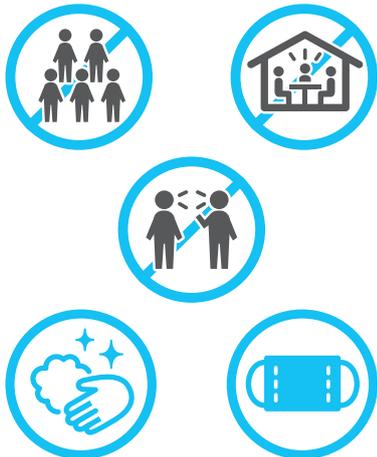
お問い合わせ先：西ノ島町役場 健康福祉課（電話：08514 - 6 - 0104）



# 新型コロナウイルス感染症対策に関するお願い

01

3密を避けることや、マスクの着用、手洗いなど感染対策を徹底しましょう。



02

風邪症状がある方は、決して無理をせず、仕事や学校を休んで頂き、外出を控え、「しまね新型コロナウイルス感染症『健康相談コールセンター』」へ電話をし、早めに医療機関を受診してください。

健康相談コールセンター  
☎ **08512-2-9900**  
対応時間：8：30～21：00  
(土日・祝日も実施)

※症状悪化など緊急の場合に限って、これ以外の時間も受け付けます。  
※つながりにくい場合は、しばらく待ってからおかけ直してください。

03

風邪症状により医療機関を受診される際は、予め医療機関に電話をしてから医療機関の指示に従って受診してください。

隠岐島前病院  
☎ **08514-7-8211**  
浦郷診療所  
☎ **08514-6-1211**



## 令和4年度「老人の日・老人週間」に関する取り組みとして 県立8施設の入館料が無料となります！

### 1. 対象期間

老人の日・老人週間：9月15日（木）～21日（水）

※ただし、9月20日（火）は休館日（「しまね花の郷」は無休）

### 2. 対象者

年内に満65歳以上になる高齢者（昭和32年12月31日以前に生まれた方）

※県内・県外在住を問わない。

### 3. 対象施設（8施設）

	施設名	所在地
①	島根県立美術館	松江市
②	島根県立八雲立つ風土記の丘展示学習館	松江市
③	島根県花ふれあい公園「しまね花の郷」	出雲市
④	島根県立古代出雲歴史博物館	出雲市
⑤	島根県立宍道湖自然館ゴビウス	出雲市
⑥	島根県立三瓶自然館サヒメル・三瓶小豆原埋没林公園	大田市
⑦	島根県立しまね海洋館「アクアス」	浜田市、江津市
⑧	島根県立石見美術館	益田市



### 4. 手続き

入館受付の際に各自申告していただき、健康保険証や運転免許証等の提示により年齢の確認を受け、無料手続きを行ってください。

### 5. 新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止に係る注意事項

新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止のため、各施設の指示に必ず従い、対策を行った上での施設利用をお願いします。

### 6. 施設別情報

経路など詳細については、各施設に直接お問い合わせください。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 健康福祉課（電話：08514 - 6 - 1182）

## 令和4年

## 就業構造基本調査を実施します。

令和4年10月1日を調査期日として「令和4年就業構造基本調査」を実施します。この調査は正規・非正規雇用者の就業状況の違い、高齢層・若年層の就業状況、育児・介護と就業の関係などについて、全国、地域別に明らかにすることを目的としています。

調査をお願いする世帯には、9月下旬に調査員が訪問し、調査書類を直接配布して調査を行います。**15歳以上の世帯員**が対象になります。

調査への回答は、インターネットでの回答又は紙の調査票での回答をお願いします。

調査票に記入された事項については、働き方改革の推進に向けた各種取組など、国や地方公共団体の政策の基礎資料として使われます。統計調査員や調査関係者が、調査内容を他に漏らしたり、課税等その他の目的に使用することは法律で厳しく禁じられています。安心してありのままをご回答くださいますようお願いいたします。調査員が皆様のお宅を伺いましたら、ご多忙中恐れ入りますが、ご協力をお願いします。

調査員が皆様を訪問する際には、マスクの着用、手指の消毒等新型コロナウイルス感染症対策を行います。皆様の調査へのご理解・ご回答をよろしく申し上げます。



お問い合わせ先：西ノ島町役場 議会事務局（電話：08514 - 6 - 0026）